

失業手当

2020年4月27日
山田太郎事務所

雇用保険法における
失業等給付の中の
求職者給付の一つである
「基本手当」のこと

※ 失業手当は通称

【参考】[雇用保険法](#)

(失業等給付)

第十条

- 1 失業等給付は、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付及び雇用継続給付とする。
- 2 求職者給付は、次のとおりとする。
 - 一 基本手当
 - 二 技能習得手当
 - 三 寄宿手当
 - 四 傷病手当

...

失業手当をもらえるのは、以下のいずれにも該当する人。

- ① 離職の日以前の2年間に被保険者期間が12か月以上ある人※1
- ② 失業の状態※2にある人
- ③ ハローワークに来所し、求職の申込みを行った人

※1 倒産・解雇等の理由により離職した場合、期間の定めのある労働契約が更新されなかったことその他やむを得ない理由により離職した場合は、離職の日以前1年間に被保険者期間が6か月以上あればよい。

※2 失業の状態とは、次の条件を全て満たす場合のこと。

- ・ 積極的に就職しようとする意思があること。
- ・ いつでも就職できる能力（健康状態・環境など）があること。
- ・ 積極的に仕事を探しているにもかかわらず、現在職業に就いていないこと。

【参考】ハローワークインターネットサービス：[基本手当について](#)

【参考】厚生労働省HP：[Q&A～労働者の皆様へ（基本手当、再就職手当）～](#)

失業手当をもらえない人

失業手当は、再就職をめざす方を支援する制度であるため、原則として、以下の①から⑪に該当する方には支給されません。

※ 例外的に、状態によっては支給可能になる場合もありますので、ご不明点等があれば、ハローワークにご相談ください。

- ① 家事に専念する方
- ② 昼間学生、または昼間学生と同様の状態と認められる等、学業に専念する方
- ③ 家業に従事し職業に就くことができない方
- ④ 自営を開始、または自営準備に専念する方※¹
- ⑤ 次の就職が決まっている方
- ⑥ 雇用保険の被保険者とならないような短時間就労のみを希望する方
- ⑦ 自分の名義で事業を営んでいる方
- ⑧ 会社の役員等に就任している方（就任の予定や名義だけの役員も含む）
- ⑨ 就職・就労中の方（試用期間を含む）
- ⑩ パート、アルバイト中の方※²
- ⑪ 同一事業所で就職、離職を繰り返しており、再び同一事業所に就職の予定がある方

※¹ 求職活動中に創業の準備・検討を行う方は支給可能な場合があります。

※² 週あたりの労働時間が20時間未満の場合、就労した日、収入額の申告が必要となりますが、その他失業している日については基本手当の支給を受けることが可能な場合があります。

【参考】厚生労働省『[離職されたみなさまへ](#)』1頁

失業手当はいくらもらえるか

失業手当は、一日あたり、
「賃金日額に給付率（45～80%）を乗じた額」※上限、下限あり
をもらえる。

$$\text{失業手当の日額} = \text{賃金日額} \times \text{給付率}$$

【参考】[雇用保険法](#)

（基本手当の日額）

第十六条

- 1 基本手当の日額は、賃金日額に百分の五十（二千四百六十円以上四千九百二十円未満の賃金日額（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十、四千九百二十円以上一万二千九十円以下の賃金日額（その額が同条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十から百分の五十までの範囲で、賃金日額の逡増に応じ、逡減するように厚生労働省令で定める率）を乗じて得た金額とする。
- 2 受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の五十」とあるのは「百分の四十五」と、「四千九百二十円以上一万二千九十円以下」とあるのは「四千九百二十円以上一万八千八百八十円以下」とする。

賃金日額は、
被保険者期間の最後の6か月間に支払われた賃金の総額を
180で割った額のこと。

$$\text{賃金日額} = \text{離職前6か月の給与の総支給額の合計} \div 180$$

【参考】[雇用保険法](#)

(賃金日額)

第十七条

賃金日額は、算定対象期間において第十四条（第一項ただし書を除く。）の規定により被保険者期間として計算された最後の六箇月間に支払われた賃金（**臨時に支払われる賃金**及び**三箇月を超える期間ごとに支払われる賃金**を除く。次項及び第六節において同じ。）の総額を百八十で除して得た額とする。

賃金日額の算定に含まれるもの、含まれないもの

労働保険料の算定基礎となるもの（賃金と解されるもの）		
賃金日額の算定基礎に含まれるもの （離職証明書等に記載する賃金）		賃金日額の算定基礎に含まれないもの （離職証明書等に記載しない賃金）
基本給、固定給等基本賃金	休業手当（労基法第26条）、 有給休暇日の給与	「臨時に支払われる賃金」（支給事由の発生が、臨時的あるいは不確定なもの） 大入袋、業績手当等の名称で、事業の利益があった都度支払われる手当等
超過勤務手当、深夜手当、休日 手当、宿直・日直手当等	遡って昇給した賃金	
扶養手当、家族手当等	食事、被服、住居の利益	
通勤手当（通勤定期券）	年4回以上支給される賞与	
住宅手当、物価手当	離職後に支払われた未払い賃金	
単身赴任手当、勤務地手当	事業主の手を経由したチップ	
精勤手当、皆勤手当	労働協約等によって事業主に支 払いが義務付けられた所得税、社 会保険料等の労働者負担分	
技術手当、職階手当		
特別作業手当、能率給		
転勤休暇手当、受験手当（実費 弁償でないもの）	傷病手当支給終了後に事業主か ら支給される給与及び傷病手当	
前払い退職金（在職中に、退職 金相当額の全部又は一部を給与 に上乗せ支給するもの）	支給前の待期間（3日）に支給 される給与（労働協約等に定め のあるもの）	「3か月を超える期間ごとに支払われる 賃金」 年3回以下支給される賞与

【出典】厚生労働省『[雇用保険事務手続きの手引き](#)』67頁

失業手当の日額の上限額及び下限額

上限額

- 離職時の年齢

29歳以下 6,815円／日

30～44歳 7,570円／日

45～59歳 8,330円／日

60～64歳 7,150円／日

下限額

- 全年齢 2,000円／日

【出典】厚生労働省『[雇用保険の基本手当日額が変更になります～令和2年3月1日から～](#)』

1 か月あたりの失業手当の目安

平均月収15万円だった人

- 1 か月あたりの失業手当：約11万円

平均月収20万円だった人

- 1 か月あたりの失業手当：約13.5万円
- ※ 離職時の年齢が60～64歳の場合：約13万円

平均月収30万円だった人

- 1 か月あたりの失業手当：約16.5万円
- ※ 離職時の年齢が60～64歳の場合：約13.5万円

【出典】厚生労働省HP：[Q&A～労働者の皆様へ（基本手当、再就職手当）～](#)

失業手当は最短でいつもらえるか

解雇、定年、契約期間満了で離職した場合

- ハローワークに離職票を提出し、求職申し込みをした日から
約1か月後

※ 初回の失業手当は待期期間の関係で28日分もらえない（少額になる）ことが多い点に注意

自己都合、懲戒解雇で離職した場合

- ハローワークに離職票を提出し、求職申し込みをした日から
約4か月後

※ 自己都合、懲戒解雇で離職した場合、3か月の給付制限がかかる

※ 初回の失業手当は待期期間の関係で28日分もらえない（少額になる）ことが多い点に注意

【出典】厚生労働省『[離職されたみなさまへ](#)』

失業手当の日額はどの期間、何日分もらえるのか

失業手当をもらえる権利は、
有効期限付きの回数券のようなイメージ。

どの期間もらえるか（**受給期間**） = 回数券の有効期限
何日分もらえるか（**所定給付日数**） = 回数券の枚数

- ※ 受給期間を経過すれば、所定給付日数が残っていても失業手当はもらえない
- ※ 所定給付日数分の失業手当をもらいければ、受給期間を経過していなくてもそれ以上はもらえない

失業手当の日額をどの期間もらえるか（受給期間）

離職の日の翌日から**1年間**

- ※ 所定給付日数が360日の失業者は、1年に60日を加えた期間
- ※ 所定給付日数が330日の失業者は、1年に30日を加えた期間

【出典】厚生労働省『[離職されたみなさまへ](#)』

失業手当の日額を何日分もらえるか（所定給付日数）

◆ 定年、契約期間満了や自己都合退職の方

被保険者であった期間 退職時の満年齢	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
65歳未満	90日	120日	150日

◆ 障害者等の就職困難者

被保険者であった期間 退職時の満年齢	1年未満	1年以上
45歳未満	150日	300日
45歳以上65歳未満		360日

◆ 特定受給資格者・一部の特定理由離職者

被保険者であった期間 退職時の満年齢	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上35歳未満		120日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満		150日		240日	270日
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日

※ 特定受給資格者

倒産・解雇等の理由により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた方。

例) 倒産により離職した方、解雇により離職した方

※ 特定理由離職者

特定受給資格者以外で、期間の定めのある労働契約が更新されなかったこと、その他やむを得ない理由により離職した方。

特定理由離職者のうち、期間の定めのある労働契約が更新されなかったことにより離職した方は、特定受給資格者と同じ所定給付日数となる（平成21年3月31日から令和4年3月31日までの措置）。

【出典】厚生労働省『[離職されたみなさまへ](#)』

【参考】 雇用保険事業の体系

失業等給付

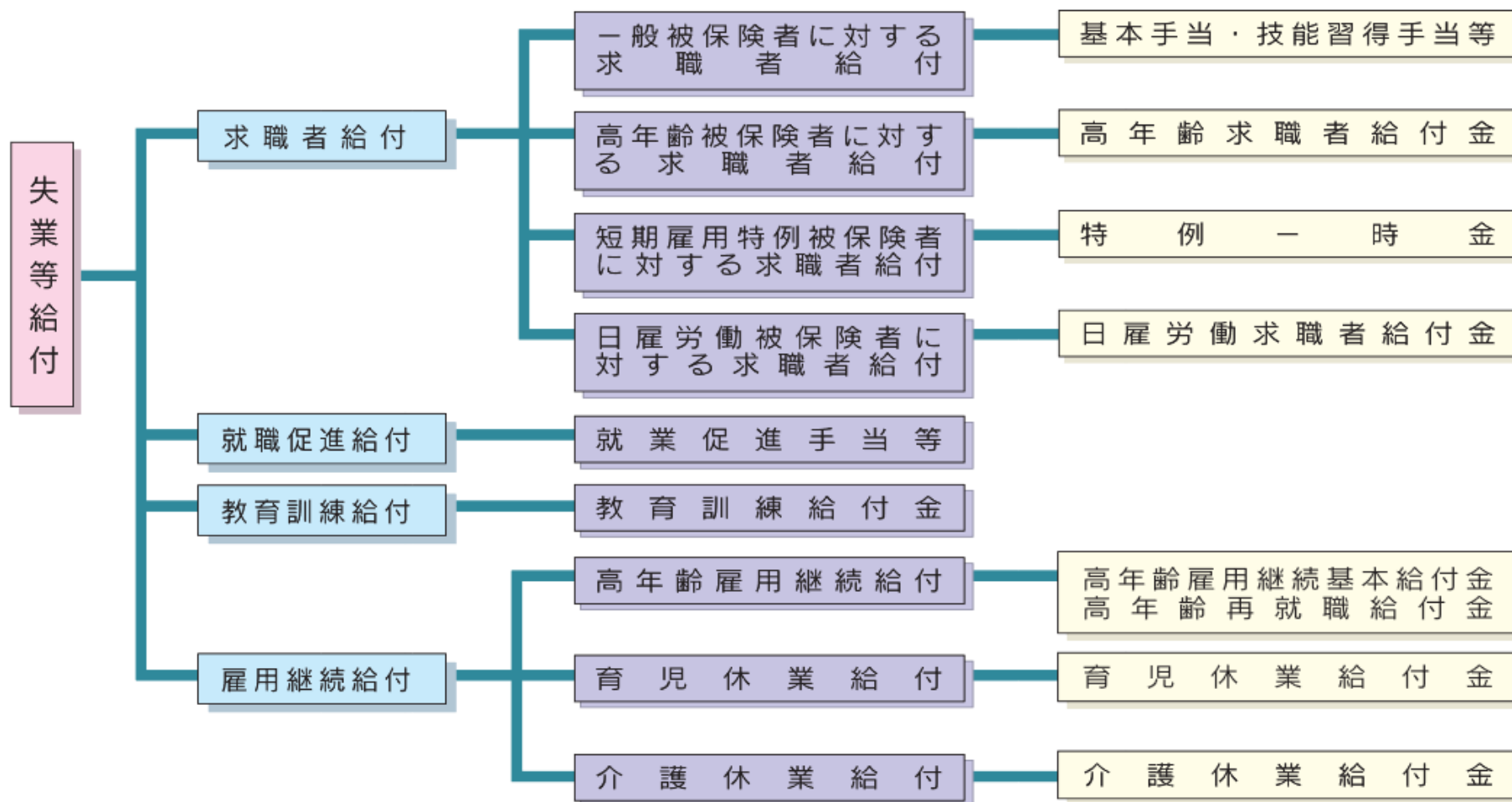
- 求職者給付（所得の保障）
- 就職促進給付（就職の促進）
- 教育訓練給付（能力開発の援助）
- 雇用継続給付（失業の予防）

雇用保険二事業

- 雇用安定事業
- 能力開発事業

【参考】失業等給付の種類

労働者（被保険者）が離職されたときなどに一定の要件で失業等給付を受けることができます。



【出典】厚生労働省『[事業主のみなさまへ 労働保険の成立手続きはお済みですか](#)』24頁

【参考】 基本手当を受ける要件

基本手当を受ける要件

原則として離職の日以前2年間に、被保険者期間が12ヵ月以上（倒産・解雇等により離職された方は、離職の日以前1年間に被保険者期間が6ヵ月以上でも可）あり、再就職に対して積極的な意志と能力があることです。

【出典】厚生労働省『[事業主のみなさまへ 労働保険の成立手続きはお済みですか](#)』25頁

【参考】基本手当の日額

基本手当の日額

原則として離職の日以前6ヵ月間に支払われた賃金の日額の50%～80%に相当する額です（ただし、離職の日において60～64歳の者については45%～80%に相当する額です）。

【出典】厚生労働省『[事業主のみなさまへ 労働保険の成立手続きはお済みですか](#)』25頁

【参考】雇用保険の基本手当の所定給付日数

① 倒産・解雇等による離職者（③を除く）

区分	被保険者であった期間	6ヶ月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
		30歳未満	90日	90日	120日	180日
30歳以上45歳未満	120日	180日		210日	240日	
35歳以上45歳未満	150日			240日	270日	
45歳以上60歳未満	180日	240日		270日	330日	
60歳以上65歳未満	150日	180日		210日	240日	

【出典】厚生労働省『[事業主のみなさまへ 労働保険の成立手続きはおすすめですか](#)』25頁

【参考】雇用保険の基本手当の所定給付日数

② 倒産・解雇等以外の事由による離職者（③を除く）

区分 \ 被保険者であった期間	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
全年齢	90日	90日	120日	150日

【出典】厚生労働省『[事業主のみなさまへ 労働保険の成立手続きはお済みですか](#)』25頁

【参考】雇用保険の基本手当の所定給付日数

③ 就職困難者

被保険者であった期間 区分	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
45歳未満	150日	300日			
45歳以上65歳未満		360日			

【出典】厚生労働省『[事業主のみなさまへ 労働保険の成立手続きはお済みですか](#)』25頁

【参考】 関連リンク

【参考】厚生労働省：[雇用保険制度](#)

労働者の皆様へ（雇用保険給付について）

- ・ [労働者の皆様へ（雇用保険給付について）](#)
- ・ [離職されたみなさまへ](#)

事業主の皆様へ

- ・ [事業主の皆様へ](#)

【参考】厚生労働省：[雇用保険事務手続きの手引き](#)

【出典】厚生労働省『[事業主のみなさまへ 労働保険の成立手続きはおすすめですか](#)』25頁